

令和3年3月24日

令和3年度以降の上下水道局発注案件の契約及び 前払金請求に関する変更のお知らせ

川崎市財政局資産管理部契約課

令和3年度以降の上下水道局発注案件の工事請負契約及業務委託契約につきまして、下記のとおり契約書及び前払金請求手続きに関する取扱いを、市長部局と統一する変更を行いますので、ご留意くださるようお願いいたします。

(1) 契約書への設計図書類の添付の廃止

令和3年4月1日以降に公告その他の契約の申込みの誘引を行う上下水道局発注の「工事」及び「委託（業種：測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタント）」の案件については、市長部局と同様に、契約書への設計図書類の添付を廃止します（上記以外の業種の業務委託契約及び、物品契約については従来からの変更はありません）。

これにより、工事請負及び業務委託契約書（業種：測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタント）への添付書類は原則下記のとおりとなります。

【工事請負契約書添付書類】

- ・契約書表紙
- ・川崎市上下水道局工事請負契約約款
- ・共同企業体協定書（共同企業体の契約のみ）
- ・建設リサイクル法13条等に基づく書面（該当案件のみ）

【業務委託契約書添付書類】

- ・契約書表紙
- ・川崎市上下水道局委託契約約款

(2) 契約後の前払金請求に関する書類の提出先の変更

令和3年4月1日以降に公告その他の契約の申込みの誘引を行う工事及び委託の前払金請求に関わる手続き書類については、市長部局と同様に、提出先を全て上下水道局担当部署（別紙参照）とします。

手続きの詳細は、別紙をご覧ください。

財政局資産管理部契約課

土木契約係 044-200-2099

建築契約係 044-200-2101

委託契約係 044-200-2097

契約後の前払金請求に関する手続きの変更について

前払金請求に関わる手続き書類のうち、これまでは請求書は工事監督（発注）部署、前払金申請書および前払金履行保証関係書類は契約課が提出先となっていました。令和3年4月1日以降に公告その他の契約の申込みの誘引をする工事及び委託契約につきましては、前払金請求に関わる書類の提出先が、全て上下水道局担当部署（※）となります。

（※）上水道案件⇒工事（委託）「監督」課

下水道案件⇒工事（委託）「発注」課

（いずれも従前から「前払金請求書」の提出先となっていた部署です）

【変更後の前払金請求手続きの流れ及び提出書類】

- （1） 契約締結時、契約課から落札者あてに下記①、②のひな型を配布
 - ①前払金申請書
 - ②中間前払金の選択に係る届出書
- （2） 契約後、事業者から上下水道局担当部署あてに下記①～④を提出
 - ①前払金申請書（必要事項を記入したもの）
 - ②中間前払い金の選択に係る届出書（必要事項を記入したもの）
 - ③前払金「保証証書」及び「約款」
 - ④前払金請求書

